

鹿児島県社会教育研究会会則

(名称及び事務局)

第1条 本研究会は、鹿児島県社会教育研究会（以下「県社教研」という）と称し、事務局を会長の勤務する職場に置く。

(目的)

第2条 本研究会は、生涯学習の観点に立って、社会教育に関する研究をなし、会員の資質向上及び連絡提携を密にし、本県社会教育の向上発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本研究会は、社会教育の研究実践や行政指導等に携わる者及び、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

(事業)

第4条 本研究会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 社会教育に関する研究に関すること
- (2) 研究成果及び情報資料の刊行に関すること
- (3) 社会教育条件の整備に関する調査研究に関すること
- (4) 会員の親睦その他必要な事項

(役員)

第5条 本研究会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 5人
- (4) 監事 3人

2 役員は、会員の互選とし任期は1年とする。但し、再任を妨げない。補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本研究会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 理事は、企画担当理事、庶務担当理事、会計担当理事とし、それぞれの仕事にあたる。
- (4) 監事は、本研究会の会計を監査する。

(顧問)

第7条 本研究会に、顧問若干名を置くことができる。

(会議)

第8条 本研究会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 評議員会

(総会)

第9条 総会は、年1回開き、会則の改廃・役員選出・事業計画及び予算決算の承認決定等を行う。

但し、会長が必要と認め、評議員会がこれを承認したときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、会員の過半数をもって成立し、議事は出席者の3分の2以上の同意を得て決する。

(評議員会)

第10条 評議員会は、地区（各地区1名）、県出先機関（1名）、及び県教育機関等（2名）から選出された評議員をもって構成する。なお、評議員の任期は1年とする。

但し、再任を妨げない。補欠により就任した任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、評議員会を構成し、総会に提出する議案の作成、その他必要な事項を審議する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、本研究会の運営にあたる。

(会費)

第12条 本研究会の年会費は、一人1,500円とする。ただし、学生からは徴収しない。

(会計年度)

第13条 本研究会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(慶弔等)

第14条 本研究会は会員のなかで、永年、社会教育関係の職にあった者や本研究会に寄与した者を表彰できる。

2 会員が死亡した場合は、香典を包むものとする。ただし、香典の額は、10,000円とする。

(細 則)

第15条 本研究会の運営に関する事項は、別に細則を設けることができる。

附 則

本研究会の会則は、昭和44年4月15日から施行する。

昭和48年4月18日 一部改正

昭和51年7月15日 //

昭和56年5月27日 //

平成元年5月12日 //

平成4年5月15日 //

平成6年5月13日 //

平成9年5月14日 //

平成22年5月21日 //

平成27年5月15日 //

令和元年5月9日 //

令和3年6月4日 //

令和7年5月9日 //

(4) 役員・評議員の選出等に関する申合せ事項

一 役員 の 充 当 及 び 理 事 の 担 当 業 務 に つ い て

各職にあつては、当分の間、原則として次表の者を充てる。

役 職	担 当 業 務	充 て る 職
会 長	会務の統括	県立青少年研修センター所長
副会長	会長の補佐	鹿児島市生涯学習課長
理 事	本庁との窓口業務	県教育庁社会教育課職員
	『あすへの道』編集業務	県立図書館職員
	事業等の企画業務	県立青少年研修センター職員
	庶務業務	//
	会計業務	鹿児島市教育委員会生涯学習課職員

二 第一回理事会・評議員における役員等不在への対処について

第一回理事会・評議員会において、会長、副会長及び理事が転勤等によって不在となった場合、次期候補者をもって充て開催する。

三 評議員の充当について

評議員は、教育事務所、各地区から各一人ずつ、県立教育機関等から二人を充てる。

附 則

この申合せ事項は、令和元年5月9日から適用するものとする。

(平成22年5月21日 一部改正)

(5) 共催・後援に関する承認規定

(定義)

第1条 この規定において、共催と後援の用語の意義は次のとおりとする。

(1) 共催 行事の企画又は運営に参加し、当該行事の実施についてその一部を分担することをいう。

(2) 後援 行事の趣旨に賛同し、当該行事の実施について協力することをいう。

(共催等の承認)

第2条 共催・後援は、次の各号のいずれかに該当するものについて承認し、総会において報告するものとする。

(1) 県教委が主催、共催及び後援している行事

(2) 内容が本研究会の目的や運営方針に合致する行事

(3) その他、会長が適当と認めた行事

(共催等に伴う具体的支援内容)

第3条 共催・後援に当たつての支援内容は次のとおりとする。

- (1) 名義の使用
 - (2) 参加者の勧誘
 - (3) 行事運営の補助
- 2 共催の場合，原則として経費負担はしない。

附 則

この規定は，平成10年4月1日から適用するものとする。